

【1】関係者への聴き取り状況

	前副管理者（前能勢町長）	組合職員④	組合職員⑤	組合職員⑥
(1) 外部処理への方針転換	<p>①地元での処分については、説明会の状況等から目途が立たない状況。 ②H27年7月頃に中井前副町長から、処分が可能な企業及び理解が得られる自治体について示唆。 ③以上を受け、外部処理へシフト。 ④企業、自治体との対応は、中井前副町長及び事務局長が実施。 ⑤なお、府派遣の環境監については、外部処理への方針変更を受け派遣中止。</p>	<p>①地元での処分については、説明会の状況等から目途が立たない状況。 ②H27年5月頃、仲介業者から処分可能業者の存在について連絡があった旨、中井前副町長から報告。 ③同7月中旬、企業及び自治体の理解が得られた旨、中井前副町長から報告を受け、大牟田市に意向確認。 ④同7月末、田中前町長の判断により外部処理へ方針変更。 ⑤田中前町長の指示により、中井前副町長は調整していた模様。 ⑥なお、府派遣の環境監については、外部処理への方針変更を受け派遣中止。</p>	<p>①H27年7月末頃、企業及び自治体の理解が得られたことから、外部処理へ方針変更する旨、事務局長から報告。 ②契約書については、事務局長からの指示により作成。 ③見積書については、三池製錬㈱での処理が前提であり未聴取。 ④覚書の存在は当時は不知。把握したのは、H28年4月以降。 ⑤大牟田市への事前協議は口頭確認は実施。 ⑥本来、書面協議は必要と認識。 ⑦一連（方針転換～実証試験）の処分について、田中前町長、山口前町長からの直接の指示なし。 ⑧事務局長は中井前副町長と再三協議していたが詳細は不知。</p>	<p>①H27年7月24日、企業及び自治体の理解が得られたことから、外部処理へ方針変更する旨、事務局長から報告。仲介業者は井上氏との説明。 ②田中前町長、山口前町長には今後、事務局長から報告する旨、説明。 ③一連（方針転換～実証試験）の処分について、組合内部で議論した経過は、ほとんどなし。 ④事務局長は田中前町長、山口前町長と再三説明・協議していたが、詳細は不知。</p>
(2) 産廃への分類変更	<p>①H28年1月末頃、「産廃」への分類変更について事務局長から説明を受け了承。</p>	<p>①「産廃」への分類変更は、三池製錬㈱からの指摘や内容物の確認、資料などを考慮し、最終的に田中前町長、山口前町長が判断。 ②その際に、分類変更はリスクが高い旨、田中前町長、山口前町長に指摘。</p>	<p>①H15年当時は、書類上の性状を元に「一廃」に分類。 ②H27年12月中旬、全ドラム缶を再度分類するよう指示を受け、汚染物に関する過去の資料（H18年の開封調査結果、三池製錬㈱での内容物確認結果）をもとに確認。 ③なお、三池製錬㈱での内容物確認は、仲介業者が実施し、事務局長に報告した内容。 ④過去の資料を元に、ドラム缶の重量比率を「産廃」8割、「一廃」2割と想定し、組合として「総体産廃」と判断。 ⑤当初、「一廃」と「産廃」の両方が存在すると指摘したが、その後、自身も「総体産廃」と認識。 ⑥本来、ドラム缶全量の内容物確認が必要と認識。 ⑦なお、「産廃」への分類変更に係る書類については、事務局長が作成。</p>	<p>①「産廃」への変更は、三池製錬㈱関係者からの意見を参考に、組合として判断したと認識。 ②自身は内容物を未確認。</p>
(3) 産廃処分委託契約	<p>①H28年1月末頃、三池製錬㈱での処理を断念する旨認識。</p>	<p>①三池製錬㈱での外部処理が進展しなかったのは、新聞記事（全国紙）が原因と認識。 ②三池製錬㈱を訪問した際、地元関係団体の理解が得られないとのことだったが、H27年10月頃までは、処理が可能と認識。 ③組合が三池製錬㈱に処分を休止させた事実なし。 ④H27年11月下旬、三池製錬㈱より中井前副町長及び自身に対し、処理が困難である旨報告。 ⑤上記を受け、田中前町長、山口前町長、中井前副町長、自身、組合課長の協議により、三池製錬㈱での処理を断念。 ⑥組合議会へは、その後の処分地検討などの際の影響の大きさを考慮し未報告。 ⑦また、契約については、田中前町長、山口前町長の判断で「解除」ではなく「失効」を選択。 ⑧汚染物の引取りについては、それ自体の影響を考慮し、田中前町長、山口前町長の指示で未実施。 ⑨見積書の金額(3,000円/kg)については、過去からの経過等を踏まえ止む無しと判断。 ⑩なお、交渉は主に中井前副町長と仲介業者が実施。 ⑪H28年1月中旬、業者名について把握。 ⑫組合議会には、仲介業者からの要請を受け非公表。ただし、処分完了については、H28年3月31日に組合議会に報告。 ⑬大阪府とはH28年4月以降協議していたが、正確には7月に報告。 ⑭見積書の印影が偽物であることが判明（H28年7月）するまで信用していたが、結果的に騙されたと認識。</p>	<p>①H27年12月中旬頃、三池製錬㈱からの断りを受け、外部処理断念を田中前町長が判断したと認識。 ②地元漁連の反対が原因と認識。 ③議会に処分断念を報告しなかった理由は不知。 ④H28年1月末頃、試料提供以外の汚染物は関西環境建設㈱で処分する旨、事務局長から報告。 ⑤見積書の金額(3,000円/kg)は、高額と認識。 ⑥三池製錬㈱との契約は解除の必要なしと事務局長から指示。本来、解除するべきと認識。 ⑦見積書の印影が偽物であることは報道で認識。 ⑧H28年2月組合議会への報告は、実証試験が終了していない可能性があり、未実施。 ⑨なお、府の見解では高濃度以外の汚染物は、コンクリート固化も可能との見解であり、問題ないと認識。</p>	<p>①三池製錬㈱での外部処理が進展しなかったのは、新聞記事（全国紙）が原因と認識。 ②地元漁連の反対が原因と認識。 ③H27年12月上旬、三池製錬㈱での処理が不可能な旨、事務局長から報告。</p>

	前副管理者（前能勢町長）	組合職員④	組合職員⑤	組合職員⑥
(4) 契約に関する覚書	<p>①H27年7月頃、仲介業者の存在について認識。 ②H28年1月末頃、仲介業者が井上氏であると認識。 ③覚書の印影が偽物であることが判明した後、H28年8月に初めて井上氏と面談。 ④田中前町長は、井上氏と数回面談している模様だが、詳細は不明。 ⑤支出関連の決裁については、詳細まで確認していない。</p>	<p>①覚書は仲介業者が中井前副町長へ持参。違和感を覚えたが押印。 ②委託料については、処分は終了していなかったが、搬入量に応じて支出する約束により履行。 ③上記については、田中前町長、豊能町会計管理者も同様の認識。</p>	<p>①仲介業者については、H23年頃から組合に様々なプランを提案。 ②H27年7月に仲介業者が井上氏と認識。 ③覚書については、適切であると認識。 ④H28年2月15日、関西環境建設㈱への汚染物搬入を受け、同17日に事務局長の指示があり支払いの手続きを実施。（マニュアルは未確認） ⑤H28年6月頃、支出に必要な検査調書を事務局長から受取り押印。</p>	<p>①仲介業者については、H18年頃から組合にプランを提案。 ②特にH27年4月以降、仲介業者の車を頻繁に確認。 ③関西環境建設㈱での処分に向け、仲介業者、中井前副町長、事務局長が協議していたと推測するが、組合事務所での協議実績はなし。 ④H28年2月17日、事務局長から支出に必要な書類は自身が作成するとのことで、支出命令書の作成依頼があり作成。 ⑤ただし、委託契約に基づく支出でもあり、一般的なごみ持ち込み手数料と趣旨が異なるため、押印せず。</p>
(5) 実証試験	<p>①H28年1月頃、稲敷市内の業者に試料提供する旨、事務局長から説明。 ②なお、外部処理が完了した旨、H28年3月31日まで公表しなかったのは、無害化実証試験の終了を待ったため。</p>	<p>①試料（ドラム缶35本）については、神戸市からの持ち出しを確認。ただし、日本環境保全㈱へ搬入（4月）されるまで、仲介業者の倉庫で保管されていたことは、当時は把握せず。 ②なお、従前より試料提供については、契約等は未締結で実施。</p>	<p>①H28年1月末頃、高濃度汚染物については、試料提供することを認識。</p>	<p>①試料提供に至る経過等については不知。</p>